

平成 20 年度合法性・持続可能性証明システム普及事業実施要領

1. 事業の目的

合法木材の調達（利用）及び供給の促進を図るため主要国サミットでの違法伐採の取組などを踏まえ、地方公共団体、森林所有者、木材関連業界、消費者団体、建築関係者、一般消費者及び諸外国等に対する普及・啓発活動を実施する。

2. 事業の実施方向

（1）普及・啓発の対象

違法伐採対策の効果的な実施という観点から、木材製品等の利用に関する行政機関、業界団体及び事業者、並びに消費者団体及び消費者、木材製品等の供給に関する国内の業界団体及び事業者（森林所有者を含む）並びに海外の木材輸出関係者等、幅広い関係者を対象として普及・啓発活動を行う。

（2）普及・啓発の方向

需要・調達側に対しては、国、地方自治体、企業、業界団体、建築関係者、一般消費者などを対象とした合法木材 PR パンフレットを作成・配布するほか、新聞・雑誌等への広告、エコプロダクツ展などへの出展、各種セミナーの開催、合法木材製品の紹介用ホームページを作成、合法木材マークの検討などを通して、持続可能な森林管理の重要性と違法伐採問題への取組の認識を広め、合法木材等が証明された木材・木材製品の普及を図る。また、地方の認定団体と連携して建築関係者向けセミナー、自治体調達窓口担当者向け説明会など需要を喚起するきめ細かな活動を展開する。

国内の供給側に対しては、業界認定システムなどにより供給される合法木材製品を拡大し、信頼性を確保するため、認定団体および認定事業者の責任者などを対象とした研修を実施するとともに、優良な取組を発掘し顕彰する。

産地国の供給サイドに対しては、G8 北海道洞爺湖サミットで違法伐採問題がとりあげられる予定であることから、関連したイベントを開催するなど、日本の取組を海外に普及し海外の違法伐採問題の取組を支援する。

3. 具体的な事業内容

(1) 需要者に対する PR を展開し合法木材を実需に結びつける（需要・調達側への普及啓発）

ア 認定団体などと連携した普及活動の推進

合法木材に対する具体的は需要を喚起するため、地方の認定団体を中心に、建築関係者向けのセミナー、地方自治体窓口担当者向け説明会などの開催、ポスターの掲示要請、イベントでのブース出展などの事業提案を募り、PR事業の委託を実施することとし、別途実施要領を定める。

イ 合法木材製品普及用のパンフレットなどの作成配布

合法木材製品の購入調達を推進するため、国、地方自治体、企業、住宅・木材製品業界団体、ホームセンターDIY関係者、一般消費者を対象としたパンフレットを作成し、セミナー、展示会などあらゆる機会を通じて配布を行う。検証事業の実施過程などを通じて需要先へのPRを行う。

ウ 商品フェアなどでの展示

昨年に引き続きエコプロダクツ展など建材・環境製品に関するフェアのほか、幅広く環境展・消費者展などを活用し、合法性等証明システムの内容と合法木材製品等の利用促進に向けた展示を行う。

エ 事業を総括するイベントの開催

エコプロダクツ展での併催を念頭に、合法木材の供給・需要の先進的な取組を紹介するイベント（「合法木材推進シンポジウム」仮称）を年度後半に実施する。

オ 合法木材製品紹介用ホームページの普及

合法木材製品供給事業者が需要調達者、消費者に同製品を直接PRするツールとして昨年度の事業で構築した合法木材ナビ上の表記ページを普及し、掲載内容の充実を図る。

カ 合法木材推進マークの検討

合法木材を証明する取組を普及するため合法木材推進マークを普及するとともに、合法木材・同製品（主として家具・文具類など最終消費物品）の表示への使用について検討する。

(2) 合法木材製品の供給拡大と信頼性の向上（国内の供給者への普及啓発）

業界認定システムにより供給される合法木材製品の信頼性を確保するため、「合法木材等供給体制に関する研修の実施要領」に基づき、認定団体における認定業者の審査及び運営の責任者などを対象とした「合法木材供給事業者認定団体研修」、および、平成19年度の研修未受講者、新規認定事業者を中心に、認定事業者の分別管理・文書管理責任者などを対象とした「合法木材供給事業

者研修」を実施する。

また、認定事業者の供給を拡大するため、違法伐採問題の取組の意義、需要者側の動きなどの PR を引き続き進めるとともに、優良事業者の発掘・顕彰につとめる。